

資料 1－3 議題（１）

川口市緑化基準要綱新旧対照表

改正前	改正後
第１ 趣旨 １ この要綱は、川口市緑のまちづくり推進条例（平成１１年条例第５４号）及び川口市緑のまちづくり推進条例施行規則（平成１２年規則第１９号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、市街化調整区域内に立地する農業振興施設については、対象としない。	第１ 趣旨 １ この要綱は、川口市緑のまちづくり推進条例（平成１１年条例第５４号）及び川口市緑のまちづくり推進条例施行規則（平成１２年規則第１９号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、市街化調整区域内に立地する農業振興施設、優良郊外型住宅、流通業務等施設については、対象としない。
第２ 定義 １ この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 高木 植栽時における樹高が２．０メートル以上で、成木に達したときの樹高が３．５メートル以上の樹木 (2) 中木 植栽時における樹高が１．０メートル以上で、成木に達したときの樹高が２．０メートル以上の樹木 (3) 低木 高木、中木以外の樹木で、植栽時における樹高が０．３メートル以上の樹木 (4) 下草類 芝類、笹類、木本類、草本類、ツル性類等の地被系植物及び草花 (5) 生け垣 地盤面からの高さ１メートル以上の概ね均一な樹木を１メートル当たり３本以上、かつ３メートル以上連続して列状に植	第２ 定義 １ この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 高木 植栽時における樹高が２．０メートル以上で、成木に達したときの樹高が３．５メートル以上の樹木 (2) 中木 植栽時における樹高が１．０メートル以上で、成木に達したときの樹高が２．０メートル以上の樹木 (3) 低木 高木、中木以外の樹木で、植栽時における樹高が０．３メートル以上の樹木 (4) 下草類 芝類、笹類、木本類、草本類、ツル性類等の地被系植物及び草花 (5) 生け垣 地盤面からの高さ１メートル以上の概ね均一な樹木を１メートル当たり３本以上、かつ３メートル以上連続して列状に植

植栽し、支柱等を設けているもの	栽し、支柱等を設けているもの																								
第3 緑化面積の算定の基準	第3 緑化面積の算定の基準																								
1 緑化面積（規則第2条第3項の緑化面積をいう。以下同じ。）の算定の方法は、次の表の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる方法により緑化した部分の面積について、（ウ）欄に掲げる面積を合算するものとする。	1 緑化面積（規則第2条第3項の緑化面積をいう。以下同じ。）の算定の方法は、次の表の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる方法により緑化した部分の面積について、（ウ）欄に掲げる面積を合算するものとする。																								
<table><tr><th>区分（ア）</th><th>緑化の方法（イ）</th><th>緑化面積として算入する部分（ウ）</th></tr><tr><td>区画された土地の緑化</td><td>土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽し、又はこれらと一体をなす池、花壇等を設置する方法</td><td>当該区画された土地の面積</td></tr><tr><td>単独の高木による緑化</td><td>一本又は株立ちで樹高3．5メートル以上の高木を単独で植栽する方法</td><td>単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積</td></tr><tr><td>生け垣による緑化</td><td>公道に面した箇所に生け垣を設置する方法</td><td>植栽時における生け垣の立面の面積のうち、公道から目視でき、かつ、植栽した地盤面からの高さが1．5メートル以下の部分の面積</td></tr></table>	区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入する部分（ウ）	区画された土地の緑化	土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽し、又はこれらと一体をなす池、花壇等を設置する方法	当該区画された土地の面積	単独の高木による緑化	一本又は株立ちで樹高3．5メートル以上の高木を単独で植栽する方法	単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積	生け垣による緑化	公道に面した箇所に生け垣を設置する方法	植栽時における生け垣の立面の面積のうち、公道から目視でき、かつ、植栽した地盤面からの高さが1．5メートル以下の部分の面積	<table><tr><th>区分（ア）</th><th>緑化の方法（イ）</th><th>緑化面積として算入する部分（ウ）</th></tr><tr><td>区画された土地の緑化</td><td>土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽し、又はこれらと一体をなす池、花壇等を設置する方法</td><td>当該区画された土地の面積 公道に接した箇所に第4項に定める植栽の基準を満たす緑化をした場合、緑化面積を区画した面積の1．2倍とすることができる。</td></tr><tr><td>単独の高木による緑化</td><td>一本又は株立ちで樹高3．5メートル以上の高木を単独で植栽する方法</td><td>単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積</td></tr><tr><td>生け垣による緑化</td><td>公道に接した箇所に生け垣を設置する方法</td><td>公道から目視できる生け垣の植栽時における立面の面積</td></tr></table>	区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入する部分（ウ）	区画された土地の緑化	土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽し、又はこれらと一体をなす池、花壇等を設置する方法	当該区画された土地の面積 公道に接した箇所に第4項に定める植栽の基準を満たす緑化をした場合、緑化面積を区画した面積の1．2倍とすることができる。	単独の高木による緑化	一本又は株立ちで樹高3．5メートル以上の高木を単独で植栽する方法	単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積	生け垣による緑化	公道に接した箇所に生け垣を設置する方法	公道から目視できる生け垣の植栽時における立面の面積
区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入する部分（ウ）																							
区画された土地の緑化	土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽し、又はこれらと一体をなす池、花壇等を設置する方法	当該区画された土地の面積																							
単独の高木による緑化	一本又は株立ちで樹高3．5メートル以上の高木を単独で植栽する方法	単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積																							
生け垣による緑化	公道に面した箇所に生け垣を設置する方法	植栽時における生け垣の立面の面積のうち、公道から目視でき、かつ、植栽した地盤面からの高さが1．5メートル以下の部分の面積																							
区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入する部分（ウ）																							
区画された土地の緑化	土地を縁石等で区画し、高木、中木、低木若しくは下草類を植栽し、又はこれらと一体をなす池、花壇等を設置する方法	当該区画された土地の面積 公道に接した箇所に第4項に定める植栽の基準を満たす緑化をした場合、緑化面積を区画した面積の1．2倍とすることができる。																							
単独の高木による緑化	一本又は株立ちで樹高3．5メートル以上の高木を単独で植栽する方法	単独の高木を植栽した場所を中心とし、樹高の5割の長さを直径とする円の面積																							
生け垣による緑化	公道に接した箇所に生け垣を設置する方法	公道から目視できる生け垣の植栽時における立面の面積																							
2 敷地の形状、建物の配置等により、1の表の（ア）欄に規定する区	2 敷地の形状、建物の配置等により、1の表の（ア）欄に規定する区																								

分による緑化面積の確保が困難であるときは、緑化基準面積（規則第2条第2項の緑化基準面積をいう。以下同じ。）の2分の1以内の面積に限り、次の表の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる方法により緑化した部分について（ウ）欄に掲げる面積を緑化面積に加算することができる。

区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入できる部分（ウ）
フェンス等の緑化	公道に面した箇所に設置された延長3メートル以上のフェンス等を、フェンス等の延長1メートル当たり3本以上のツル性植物で緑化する方法	緑化しようとするフェンス等のうち、公道から目視でき、かつ、植栽した地盤面からの高さが1.5メートル以下の部分の面積
壁面の緑化	建築物及び工作物の公道に面した水平延長3メートル以上の壁面部分を壁面の水平延長1メートル当たり3本以上のツル性植物で緑化する方法	緑化しようとする壁面の水平延長に垂直延長（1メートルを限度とする。）を乗じて得た面積 同一の壁面の2箇所以上の部分について緑化をする場合は、1つの壁面緑化として扱う。

分による緑化面積の確保が困難であるときは、緑化基準面積（規則第2条第2項の緑化基準面積をいう。以下同じ。）の2分の1以内の面積に限り、次の表の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる方法により緑化した部分について（ウ）欄に掲げる面積を緑化面積に加算することができる。

区分（ア）	緑化の方法（イ）	緑化面積として算入できる部分（ウ）
フェンス等の緑化	公道に接した箇所に設置された延長3メートル以上のフェンス等を、フェンス等の延長1メートル当たり3本以上のツル性植物で緑化する方法	緑化しようとするフェンス等のうち、公道から目視できる部分の立面の面積
壁面の緑化	建築物及び工作物の公道に面した水平延長3メートル以上の壁面部分を壁面の水平延長1メートル当たり3本以上のツル性植物で緑化する方法	建築物等の外壁に緑化のための補助資材が整備されている場合は、当該補助資材で覆われている面積。ただし補助資材がない場合は、当該壁面の直立部分の水平投影の長さの合計に1.0メートルを乗じて得た面積

屋上の緑化	建築物及び工作物の屋上（屋上又は1階を越える階にあるベランダ・テラス）に高木、中木、低木又は下草類を植栽する方法	緑化しようとする部分について第3の1を準用して算定した面積の3分の2に相当する面積
その他の緑化	プランター等を設置し、高木、中木、低木又は下草類を植栽する方法	緑化しようとする部分について第3の1を準用して算定した面積の3分の2に相当する面積

屋上の緑化	建築物及び工作物の屋上（屋上又は1階を越える階にあるベランダ・テラス）に高木、中木、低木又は下草類を植栽する方法	緑化しようとする部分について第3の1を準用して算定した面積
その他の緑化	プランター等を設置し、高木、中木、低木又は下草類を植栽する方法	緑化しようとする部分について第3の1を準用して算定した面積

第4 植栽の基準 1 規則第2条第3項に規定する植栽の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 高木にあつては、緑化基準面積10平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。ただし、規定本数の2分の1を限度として、高木1本当たり低木10本の植栽に代えることができる。 (2) 中木にあつては、緑化基準面積5平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。 (3) 低木にあつては、緑化基準面積1平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。ただし、規定本数の2分の1を限度として、低木10本当たり高木1本の植栽に代えることができる。		
---	--	--

第4 植栽の基準 1 規則第2条第3項に規定する植栽の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 高木にあつては、緑化基準面積10平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。ただし、規定本数の2分の1を限度として、高木1本当たり低木10本又は中木2本の植栽に代えることができる。 (2) 中木にあつては、緑化基準面積5平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。ただし、規程本数の2分の1を限度として、中木1本当たり低木5本又は中木2本当たり高木1本の植栽に代えることができる。 (3) 低木にあつては、緑化基準面積1平方メートル当たり1本以上を植栽するものとする。ただし、規定本数の2分の1を		
---	--	--

(4) 下草類は、緑化面積のうち(1)、(2)及び(3)の基準による植栽に供する場所以外の場所に植栽するものとする。	限度として、低木10本当たり高木1本又は低木5本当たり 中木1本の植栽に代えることができる。 (4) 下草類は、緑化面積のうち(1)、(2)及び(3)の基準による植栽に供する場所以外の場所に植栽するものとする。
第5 緑化計画書の添付書類 1 規則第3条に規定する建築主（以下「建築主」という。）が、規則第4条第1項に規定する計画書（以下「計画書」という。）を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。 （(3)については、生け垣を設置し、又はフェンス、壁面、屋上等を緑化する場合において市長が必要と認めるときに限り添付するものとする。） (1) 案内図（建築物の周辺の道路、河川その他周囲の状況を記載した地図に建築物の敷地の位置を明示したもの） (2) 緑化平面図（建築物の敷地及びその周囲の道路、敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化する箇所を第3の1及び2の表の区分（以下「緑化区分」という。）ごとに彩色して明示したもの） (3) 緑化立面図及び断面図（敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化する箇所を緑化区分ごとに彩色して明示したもの）	第5 緑化計画書の添付書類 1 規則第3条に規定する建築主（以下「建築主」という。）が、規則第4条第1項に規定する計画書（以下「計画書」という。）を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。 （(3)については、生け垣を設置し、又はフェンス、壁面、屋上等を緑化する場合において市長が必要と認めるときに限り添付するものとする。） (1) 案内図（建築物の周辺の道路、河川その他周囲の状況を記載した地図に建築物の敷地の位置を明示したもの） (2) 緑化平面図（建築物の敷地及びその周囲の道路、敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化する箇所を第3の1及び2の表の区分（以下「緑化区分」という。）ごとに彩色して明示したもの） (3) 緑化立面図及び断面図（敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化する箇所を緑化区分ごとに彩色して明示したもの）

(4) 緑化面積求積図（緑化する箇所の面積を求積した図面） (5) 緑化面積計算書（(4)の内訳を集計・整理した書面）	(4) 緑化面積求積図（緑化する箇所の面積を求積した図面） (5) 緑化面積計算書（(4)の内訳を集計・整理した書面）
第6 緑化工事完了報告書の添付書類 1 建築主が規則第5条第1項に規定する報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。 （(3)については、第5の1の(3)の緑化立面図及び断面図を計画書に添付した場合に添付するものとする。） (1) 案内図（建築物の周辺の道路、河川その他周囲の状況を記載した地図に建築物の敷地の位置を明示したもの） (2) 緑化平面図（建築物の敷地及びその周囲の道路、敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化の完了した箇所を緑化区分ごとに彩色して明示し、併せて(6)の撮影方向を記載したもの） (3) 緑化立面図及び断面図（敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化の完了した箇所を緑化区分ごとに彩色して明示したもの） (4) 緑化面積求積図（緑化した箇所の面積を求積した図面） (5) 緑化面積計算書（(4)の内訳を集計・整理した書面） (6) 緑化工事完了写真（緑化した箇所の写真）	第6 緑化工事完了報告書の添付書類 1 建築主が規則第5条第1項に規定する報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。 （(3)については、第5の1の(3)の緑化立面図及び断面図を計画書に添付した場合に添付するものとする。） (1) 案内図（建築物の周辺の道路、河川その他周囲の状況を記載した地図に建築物の敷地の位置を明示したもの） (2) 緑化平面図（建築物の敷地及びその周囲の道路、敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化の完了した箇所を緑化区分ごとに彩色して明示し、併せて(6)の撮影方向を記載したもの） (3) 緑化立面図及び断面図（敷地内の建築物及び工作物等の位置を記載した図面に緑化の完了した箇所を緑化区分ごとに彩色して明示したもの） (4) 緑化面積求積図（緑化した箇所の面積を求積した図面） (5) 緑化面積計算書（(4)の内訳を集計・整理した書面） (6) 緑化工事完了写真（緑化した箇所の写真）
第7 実施期日 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。	第7 実施期日 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

この要綱は、平成１４年４月１日から実施する。
この要綱は、平成１７年７月１日から実施する。
この要綱は、平成３０年４月１日から実施する。

この要綱は、平成１４年４月１日から実施する。
この要綱は、平成１７年７月１日から実施する。
この要綱は、平成３０年４月１日から実施する。
この要綱は、令和６年４月１日から実施する。